

# 近畿大学校友会 茨城県支部会則

## (名称)

第1条 本会は、近畿大学校友会茨城県支部と称し、事務局を第5条に規定する支部長宅に置く。

## (目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与する事をもって目的とする。

## (会員)

第3条 本会は、日本大学専門学校、日本大学大阪専門学校、大阪専門学校、大阪理科大学、青踏女子短期大学、豊岡短期大学、熊野工業高等専門学校及び附属高等看護学校の卒業生および学校法人近畿大学が設置する大学院、大学、短期大学、工業高等専門学校及び看護専門学校の卒業生のうち茨城県内に在住又は勤務先を有する者を正会員とする。また、正会員以外の教職員及び大学に関係がある者を役員会の承認を経て、支部長は特別会員に推薦することができる。

## (事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 親睦会
- (2) 母校の事業に参加すること
- (3) その他本会の目的に必要な事項

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

支部長	1名	副支部長	若干名
幹事長	1名	副幹事長	若干名
事務局長	1名	会計	1名
会計監事	1名	幹事	若干名

## (顧問及び相談役)

第6条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

## (任免)

第7条 役員は、役員会において正会員の中より選出し、総会において決定する。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の承認を経て支部長が委嘱する。

(任期)

第8条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(任務)

第9条 支部長は、本会を代表し、会則に定めるところにより、その業務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故がある時は、支部長を代理し、その職務を行う。

3 幹事長は、会務を処理し、副幹事長は幹事長を補佐する。

4 会計は、本会の予算及び決算等の会計事務を執り行う。

5 会計監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(機関等)

第10条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(総会)

第11条 総会は、毎年1回支部長がこれを招集し、必要に応じて臨時総会を開く事が出来る。

2 総会において次の事項を決議する。

(1) 会則の変更又は廃止

(2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) 毎事業年度の事業報告及び収支決算の承認

(4) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて支部長が招集し、本会の事業遂行に必要な事項を決議する。

(議決)

第13条 本会の議決は、出席者の過半数を持って決する。

(会費)

第14条 本会の会費は、年会費2,000円とする。

(事業会計年度)

第15条 本会の事業並びに会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月末日に終わる。

(その他)

第16条 この会則で定めるものの他、本会の運営上必要な事項は、役員会で定める。

附則 本会則は、平成25年10月6日より施行する。